

入札説明書

(庶務事務システムの運用監理に係る機器及びソフトウェア等の賃貸借)

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 要求仕様書
- ・ 機能等証明書
- ・ 契約書 (案)

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県総務部総務事務センター

電話番号 099-286-5654

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
庶務事務システムの運用監理に係る機器及びソフトウェア等 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
要求仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和9年2月26日(金)
- (4) 納入場所
要求仕様書のとおり
- (5) 借入期間
令和9年3月1日(月)から令和14年2月29日(日)まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和8年7月31日(金)午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、資格審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
 - イ 庶務事務システムの運用監理に係る機器及びソフトウェア等の賃貸借に係る機能等証明書(2部提出)

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県庁 行政庁舎 4階 総務事務センター企画管理係
鹿児島市鴨池新町 10番 1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5654
ファックス番号 099-286-5680
メールアドレス soumu-c-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

イ 提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時15分までに必着のこと

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和8年8月17日(月)までに書面(別記第2号様式)及び電話により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

提出された書類について説明を求められたときには、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に関する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札金額

入札金額は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までの借入代金とする。

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出場所

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係
鹿児島市鴨池新町 10番 1号 郵便番号 890-8577

(4) 入札書の提出方法

(3)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(5) 入札書の提出期限

令和8年8月21日(金)正午(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月21日(金)午後2時

イ 場所 鹿児島県庁 行政庁舎 7階 7-B-2会議室
鹿児島市鴨池新町 10番 1号

(7) 代理入札

代理人による入札をしようとするときは、入札書提出の前に委任状を提出すること。

なお、この入札に参加する者及びこの入札に参加する者を代理するものは、この入札に参加する他の者を代理することはできない。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)か(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格
設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5654

ファックス番号 099-286-5680

メールアドレス soumu-c-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

担当:鬼丸、坂元

12 その他

(1) 入札説明書や要求仕様等、その他今回の入札について不明な点や意見等があった場合には、11の場所に令和8年7月15日(水)午後5時15分までに、別紙「質疑書」により、文書にて連絡すること(電子メール又はファックス可であるが、送信後に着信の電話確認を行うこと)。

なお、質疑事項については取りまとめの上、入札説明書の交付を受けた者に対し、電子メールまたはファックスにて回答する。

(2) 契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき契約の内容等を公表することになるため、了解の上で入札に参加すること。